平成 24 年 3 月 22 日

各　位

東京都渋谷区南平台町 17-6
イー・キャッシュ株式会社
代表取締役　泉　大五郎
（コード：３８４０　東証マザーズ）
問合せ先　代表取締役　泉　大五郎
電話番号 03-6823-6011（代）

当社子会社等の株式売却並びにそれに伴う取引関係整理及び当期業績見込の修正のお知らせ

当社では、昨年 9 月に当社の筆頭株主であり主要株主の石原啓資氏（以下「石原氏」という）がインサイダー取引規制に関して金融商品取引法違反の有罪判決を受けたことを踏まえ、石原氏との関係を完全に遮断するため、検討を進めてまいりましたが、このほど全社的な整備策をとりまとめ実行に移すことになりましたので、お知らせいたします。

1. 整備策の全体像
(1) 当社が保有する子会社等の整理について
①子会社等の株式の売却について
②当該子会社等の整備について
(2) 子会社等株式整理に伴う取引関係の整理について
①当社の資産、負債の整理
②その他の取引関係、契約関係等の整理
(3) 石原氏及び同氏の親族が保有する当社株式の整理について
(4) 整備策の実行に伴う通期業績予想の修正について

2. 整備策の具体的内容について
(1) 当社が保有する子会社等の整理について
①子会社等の株式の売却について
当社が従前より公表しておりますM&A戦略について、このたび、石原氏との関係を完全に遮断することから、事実上石原氏が主導で進めてきた事業（環境関連商品の販売、マーケティング事業の一部、医療施設・設備貸与事業）をこの機会に注力事業から外すため、当社が保有する以下の子会社等の株式を売却し、子会社等の関係を解消します。
なお当社の連結業績への影響は（4）で説明しております。

子会社等	保有株式数及び株式保有比率	売却価格	帳簿価格	売却予定日
ロハスカーボンCO2 研究所㈱	150 株 14.8%	1,260,000 円 （1 株 8,400 円）	5,770,673 円	3 月 30 日
イー・キャッシュライフウエア㈱	100 株 100%	100 円 （1 株 1 円）	5,000,000 円	3 月 30 日

㈱ロハス・インスティチュート	201株 50.1%	102,510円 （1株510円）	10,213,657円	3月30日

売却価格は第三者の会計事務所の算定結果に基づくものであり、算定内容の概要は以下のとおり。

・算定方法

簿価純資産方式を基本とするが、各資産項目の資産性を個別に検証し、その簿価額が回収可能価額等と一定程度乖離していると認められたものについては相当の減額処理を施した、修正簿価純資産方式を採用した。

・各社の具体的な数値

ａ）ロハスカーボンＣＯ2研究所㈱

平成24年2月末純資産額　32,488,252円
資産項目の減額　24,024,668円
修正後純資産額　8,463,584円

ｂ）イー･キャッシュライフウエア㈱

平成24年2月末純資産額　22,427,303円
資産項目の減額　24,496,500円
修正後純資産額　－2,069,197円

ｃ）㈱ロハス・インスティチュート

平成24年2月末純資産額　18,679,133円
資産項目の減額　18,475,000円
修正後純資産額　204,133円

売却先の情報は以下のとおりであります。

氏名	住所	上場会社と当該個人の関係
石原啓資	東京都渋谷区	当社株式を14.8%所有する主要株主である筆頭株主であります。 本整備策の実施により、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む）との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係は一切なくなります。

②当該子会社等の整備について

イー･キャッシュライフウエア㈱については、当社の商号が使われていること及び当社の役員が同社役員を兼任していることから、株式売却と並行して3月末までに商号変更及び役員辞任の手続きをとります。

㈱ロハス・インスティチュートについては、当社の役員が同社役員を兼任していることから、株式売却と並行して3月末までに役員辞任の手続きをとります。

⑵ 子会社等株式整理に伴う取引関係の整理について

①当社の資産、負債の整理

内容	相手先	金額（単位：百万円）	整理方法	
貸付金	イー･キャッシュライフウエア㈱	136百万円 （2012年3月22日現在）	第三者（弁護士法人）に売却価格の査定を依頼した結果、備忘価格（1円）の査定結果であったため、当期中に債権を放棄する。	※1
貸付金	㈱ロハス・インスティチュート	4百万円 （2012年3月22日現在）	同社が保有する流動資産の売却額と現預金で一部返済し、残額は債権を放棄する。	
売掛金	ロハスカーボンＣＯ2研究所㈱	57百万円 （2012年3月22日現在）	同社が㈱プラスワンインベストメント（石原氏が保有する会社）に対して有する債権に、石原氏が所有する当社株式が	※2

			担保として付されているため、関係者全員の合意により、当該株式をもって本売掛債権を弁済してもらう予定。	

※1　第三者の弁護士法人の査定結果は以下のとおりです。（当社と当該弁護士法人との間に利害関係はありません）

・任意返済の可能性

イー・キャッシュライフウェア株式会社からイー・キャッシュ株式会社に対して、月額 300 万円程度の返済が継続している。イー・キャッシュ株式会社とイー・キャッシュライフウェア株式会社の連結関係及びイー・キャッシュ株式会社と石原氏の資本関係が完全に断絶された後では、イー・キャッシュライフウェア株式会社からイー・キャッシュ株式会社に対しなにがしかの返済を行う積極的理由は全くなくなることになる。

また、石原氏が当初より実質的に支配してきたロハスカーボンＣＯ２研究所株式会社がイー・キャッシュ株式会社への売掛金の返済も滞らせてきた経緯を考えると、株式譲受によりイー・キャッシュライフウェア株式会社を実質的に支配することになる石原氏が、イー・キャッシュライフウェア株式会社の債権者であるイー・キャッシュ株式会社と返済交渉のテーブルにつく可能性は極めて低い。

したがって、イー・キャッシュライフウェア株式会社が今後任意に返済する可能性は極めて低い。

・法的に換価可能な執行対象資産

イー・キャッシュライフウェア株式会社に対し、将来、法的な手段により（判決等の債務名義をとった上での強制執行等）換価可能な執行対象資産として、まず、所有不動産は調査の結果では存在しない。

次に、動産については、医療機器・器具備品等の固定資産が存在するが、それらの固定資産にはリースがついており、イー・キャッシュライフウェア株式会社の所有物ではないと考えられるため執行対象とはならない。

次に、債権資産としては、（現金ないし）銀行預金債権が742万円強が存在するが、これは近日中にイー・キャッシュ株式会社に対して弁済される予定とのことであり、査定評価の対象とはしない。

その他見るべき債権としては、美容クリニック（以下「クリニック」という）に対する業務委託報酬請求権およびクリニックの大家に対する敷金保証金返還請求権が存在するが、いずれの請求権も執行対象として法的な価値はほとんどない若しくはきわめて低いと言うべきである。

以上の本件事情を総合考慮すると、本件債権の適正な市場価格は、1 円（備忘価格）とするのが妥当と考える。

※2　売掛債権の回収についての当社の顧問弁護士の意見は以下のとおりです。

・イー・キャッシュ株式会社（以下、「当社」という。）は、ロハスカーボンＣO2 研究所㈱に対して、債権（以下、「本債権」という。）を有しているが、再三にわたる催促にもかかわらず、本債権が弁済されることはなかった。

・ロハスカーボンＣO2 研究所㈱は、同社の財務諸表により確認されるところによると、本債権を返済する原資がなくかつ現金化できる資産がない。

・ところで、会社法第 155 条第 13 号及び同法施行規則第 27 条第 8 号は、「権利の実行にあたり目的を達成するために自己株式を取得することが必要かつ不可欠な場合」には、財源規制に服することなく、自己株式を取得することを認めている。

・その趣旨は、権利の実行のために自己株式を取得する以外に方法がない場合には、その取得を認めたほうが、財務上、会社の健全な運営に資するからである。財源規制を僭脱する意図が認められる場合には、不可欠性に欠けるものと判断すべきである。

・本件において、当社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場しており当社株式は流動性が確保されているものの、日々の取引量は少なく市場での処分は事実上困難であり、かつ石原氏保有にかかる当社株式を市場外で第三者に譲渡して弁済資金を確保する目処もたっていない。

・このままでは、本債権は長期にわたり滞留することになり、回収不能になる恐れも高く、これを避け

るために本債権の弁済に代えて石原氏の保有する当社株式を取得することが、必要かつ不可欠であることは明白であり、また当社には財源規制を僭脱する意図もない。

・よって、会社法第 155 条第 13 号及び同法施行規則第 27 条第 8 号に定める自己株式を取得することが必要かつ不可欠な場合に該当するものと解される。

・もっとも、石原氏は、本債権につき、当社に対し、連帯保証をしておらず、かつその保有する当社株式に担保権を設定しているものでもないことが問題になりうるが、石原氏は、ロハスカーボンＣO2 研究所㈱の㈱プラスワンインベストメントに対する債権を被担保債権として、自らの保有する当社株式につきロハスカーボンＣO2 研究所㈱に対して担保権を設定しており、上記被担保債権の弁済がなされず、ロハスカーボンＣO2 研究所㈱が担保権を実行した場合に、当社はロハスカーボンＣO2 研究所㈱が取得した当社株式をロハスカーボンＣO2 研究所㈱から代物弁済により取得することになるものであり、法的には何らの問題も生じない。

・以上により、石原啓資氏の保有する当社株式を自己株式として取得することが可能かについては、会社法第 155 条第 13 号及び同法施行規則第 27 条第 8 号により可能である、との結論に至ったものである。

当社としては、売掛債権を現金にて回収すべくこれまでもロハスカーボンＣO2 研究所㈱に対して支払要請をしてきましたが、支払余力がないために石原氏が所有する当社株式により弁済を行い、売掛債権を回収することが最善の策と判断いたしました。

買取方法は、3 月 23 日の終値を利用し執行する予定です。

②その他の取引関係、契約関係等の整理

・当社とロハスカーボンＣO2 研究所㈱との間にマーケティング支援に関する契約があり、当該契約に基づき毎月約 5 百万円程度の売上取引が発生していますが、今回の取引整理に伴い、本契約を３月末までに解消することとします。

・その他、本子会社整理に伴い解消の必要がある契約はすべて 3 月末までに解消する予定としております。

(3) 石原氏及び同氏の親族が保有する当社株式の整理について

石原氏及び同氏の親族が保有する当社株式については、一部が上記 (2) ①の取引整理に伴い処分されますが、その残株については同氏より早期に全株式を売却処分して当社株式は一切保有しないこととする旨を聞いております。

なお残株の売却に際して取引所市場における価格形成に配慮するよう、当社から石原氏に対して要請しております。

(4) 整備策の実行に伴う通期業績予想の修正について

上記施策をすべて実行に移した場合には多額の特別損失等を計上することが見込まれるため、当社は平成 24 年 3 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、本年 2 月 10 日の平成 24 年 3 月期第３四半期決算発表時に開示した平成 24 年 3 月期（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）の業績予想を修正することとしましたので、お知らせいたします。

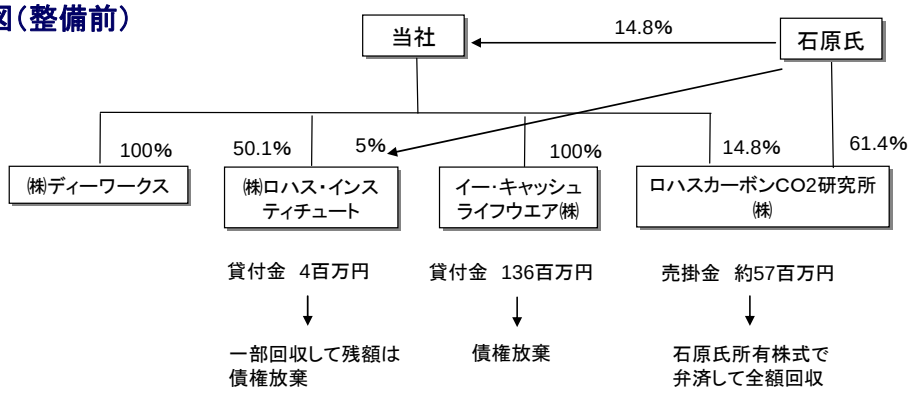
当期の連結業績予想数値の修正（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益	1 株当たり連結当期純利益
前回発表予想（Ａ）	380 百万円	△65 百万円	△65 百万円	△77 百万円	△1,180.31 円
今回修正予想（Ｂ）	320 百万円	△65 百万円	△65 百万円	△242 百万円	△3,709.55 円
増減額（Ｂ－Ａ）	△60 百万円	0	0	△165 百万円	△2,529.24 円
増減率（　％　）	△15.8%	―	―	△214.3%	△214.3%

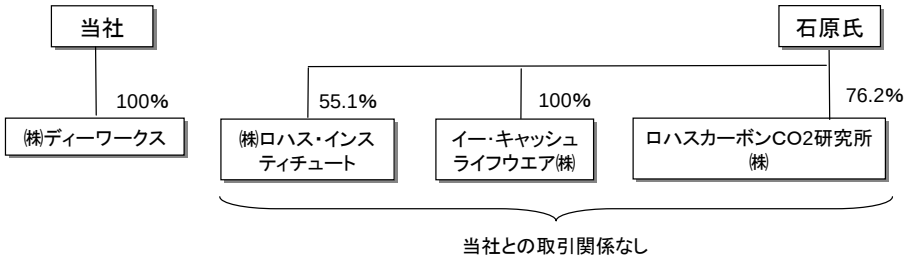
（参考）前期連結実績 （平成 23 年 3 月期）	452 百万円	△87 百万円	△102 百万円	△155 百万円	△2,396.77 円

【整備策の全体図】

全体図（整備前）



全体図（整備後）



3. 今後の見通しについて

今回の整理が完了した後、当社は引き続きＩＴ・医療分野に推進していく予定でありますが、今後の具体的な内容は未決定ですので決定次第公表することといたします。

以　上